

11. マイク・プロジェクターの使用

注意事項

- ・あらかじめ「マイク・プロジェクター設置依頼書」を提出している団体以外は、教室に備え付けてあるマイク、プロジェクターは使用できません。当日の申請は一切認められません。
- ・マイク、プロジェクターの設置は業者が行います。混雑する恐れがあるので、余裕をもって学生課（p. 45『構内図』参照）に行き、設置を依頼してください。

マイクの使用に関する注意事項

- ・教室内で使用できるマイクは「マイク・プロジェクター設置依頼書」に記載されているもののみです。持込のマイクなどは使用できません。

プロジェクターの使用に関する注意事項

- ・プロジェクターをパソコンに接続するための15ピンのアナログRGBケーブル、音声ケーブルは各団体で用意してください。なお、以下の教室でのみHDMIケーブルも使用できます。

5号館	5401～5404、他5号館小教室
6号館	6208
7号館	7210
8号館	8201～8207、8301～8303、8306～8308

- ・使用時間の延長が認められていない場合、当日の教室のプロジェクターの使用時間は、企画実施時間中に2時間、リハーサルで1時間の計3時間までです。
- ・当冊子裏表紙に記載されている時間帯以外でプロジェクターを使用することはできません。使用時間を変更する際はあらかじめ当委員会に連絡してください。